

著作権	判決年月日	令和7年7月31日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和6年(ネ)第10075号		

○ 被控訴人(被告)が、控訴人(原告)の発行する新聞の記事(見出し、記事本文、本件各写真)をスマートフォンの写真1枚に写り込む限度で撮影し、25回にわたり、インターネットを利用して、投稿本文とともにツイッター(X)に投稿した行為について、控訴人が本件各写真の著作権(送信可能化権)侵害を主張して、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案において、引用の抗弁(著作権法32条1項)又は付随対象著作物の利用の抗弁(著作権法30条の2)を認めて、控訴人の請求を棄却すべきものとした事例

(事件類型) 損害賠償(結論) 控訴棄却

(関連条文) 著作権法23条、30条の2、32条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和5年(ワ)第70388号

#### 判決要旨

1 本件は、被控訴人(以下「被告」という。)が、控訴人(以下「原告」という。)の発行する聖教新聞の紙面上の記事(見出し、記事本文、本件各写真[本件写真1~37])をスマートフォンの写真1枚に写り込む限度で撮影し、25回にわたり、インターネットを利用して、投稿本文とともにツイッター(X)に投稿した行為について、原告が本件各写真の著作権(送信可能化権、著作権法23条)を侵害すると主張して不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条、著作権法114条3項)をする事案である。

2 原審は、本件各写真について引用の抗弁(著作権法32条1項)を認め、原告の請求を棄却した。これに対し、原告が控訴した。

3 本判決は、本件各写真について引用の抗弁又は付随対象著作物の利用の抗弁(著作権法30条の2第1項)を認めて、原告の請求を棄却すべきものとし、本件控訴を棄却した。その判断の概要は、次のとおりである。

#### 4 引用の抗弁(著作権法32条1項)

(1) 本件各写真(引用)(本件写真1~9、11~26、30~37)は、記事と一体となって出来事を報道するために同じ紙面に掲載された報道写真であるから、それ自体は写真的著作物だとしても、引用の目的が記事により報道されている出来事と一定の関連性があれば、当該記事の一部を構成する報道写真についても同様の関連性が認められる。著作権法32条1項の規定の文言上、引用の必然性や厳格な必要性までは要求されておらず、広く時事の出来事を報道することを目的とする記事及び報道写真の性質に照らすと、著作権の保護と利用の調和という観点からは、記事及び報道写真により報道された出来事と引用の目的とに関連性が認められる場合には、商業的利用の有無、前記主従関係の要件の充足その他の事情を考慮した上で、本件各写真(引用)の引用が「引用の目的上正当な範囲内」の引用であると認めることは妨げられない。

(2) 引用に該当すること

本件各投稿の投稿本文の部分と本件各写真（引用）を含む引用部分とは、明瞭に区別して認識することができる。また、本件各投稿の内容や本件各写真等の性質、引用の目的、引用の方法・表現態様等に照らせば、社会通念上、ツイッターの本文として投稿された部分が主であり、本件各写真（引用）が従であると認められる。

(3) 公正な慣行に合致すること

被告は、本件各投稿の投稿本文に聖教新聞からの引用である旨記載し又は題字を写り込ませてその写真を掲載するなどして継続して投稿しており、本件各投稿の読者の多くが原告の会員やその関係者であると考えられることに照らすと、投稿内容や前後の投稿を参照することにより出所を容易に読み取ることができ、社会通念上相当な方法に合致する。

(4) 引用の目的上正当な範囲内であること

本件各投稿は、投稿本文並びに「聖教新聞」の紙面上の記事及び本件各写真（引用）をスマートフォンの写真1枚に写り込む限度で撮影した写真から構成され、本件各投稿の目的は、原告の機関紙である聖教新聞の記事本文又は本件各写真（引用）を通じて被告が認識した原告の活動等を批評することを目的とするものと認められ、当該目的に不相当・不適切な点は認められない。本件各写真（引用）は、引用の目的との関係で、いずれも関連性が認められる。これらの引用部分（スマートフォンの写真1枚に写りこむ限度で撮影された紙面中の本件各写真（引用））が引用の範囲として過大であったとまでは認めることはできないから、本件の引用により利用された著作物の範囲及び分量は相当であったというべきである。そして、被告が本件各投稿により、商業的利益を得た事実は認められない上、本件各写真（引用）の引用を認めることにより、原告が販売部数の減少等の経済的不利益を被ることを認めるに足りる証拠はない。

(5) 以上によれば、本件各写真（引用）については引用の抗弁が成立する。

5 付随対象著作物の利用の抗弁（著作権法30条の2第1項）

本件各写真（付随）（本件写真10、27～29）に係る付随対象著作物の利用の抗弁については、経過規定の不存在、法改正の経緯及び目的等を踏まえると、令和2年改正法による改正後の同法30条の2の規定は、令和2年改正法施行前に行われた行為についても適用されると解するのが相当である。

そして、本件各投稿に掲載された紙面の写真（作成伝達物）のうち本件各写真（付隨）の占める割合から本件各写真（付隨）は、軽微な構成部分（付隨対象著作物）と認められる。また、本件各写真（付隨）は、被告がその利用により利益を得る目的ではなく、批評の対象とされた新聞記事に隣接するために分離して撮影することも困難であって、作成伝達物において特段の役割を果たすものでもないことなどからすると、付隨対象著作物として正当な範囲内で複製伝達行為に伴って利用されているものといえる。

以上によれば、本件各写真（付隨）については付隨対象著作物の利用の抗弁が成立する。